

# 平成 28 年 3 月

## 遊佐町農業委員会第 12 回総会議事録

1. 開催日程 平成 28 年 3 月 24 日（木） 午後 1 時 15 分～4 時 00 分
2. 場 所 遊佐町役場 2 階 202 会議室
3. 会議に付した議案

- 報告事項 1 解約について
- 報告事項 2 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
- 報告事項 3 賃借料の変更通知書の受理について
- 議第 56 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について
- 議第 57 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 58 号 農地法第 3 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 59 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について
- 議第 60 号 農地法第 3 条の規定による使用収益権設定許可申請について
- 議第 61 号 非農地証明願いについて
- 議第 62 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請について
- 議第 63 号 農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について
- 議第 64 号 農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について
- 議第 65 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議第 66 号 平成 27 年度遊佐町実勢賃借料情報の認定について
- 議第 67 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について
- 議第 68 号 遊佐町参考賃借料について
- 議第 69 号 農業委員会事務職員の任免について

#### 4. 出席委員 (16 名中 13 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
		2	佐藤 重一	3	伊原ひとみ		
5	齋藤 誠喜			7	川俣 義昭	8	渡会 健
9	菅原 幸男	10	荒生あや子	11	今野 一彦	12	鈴木 寿一
13	本間 克修	14	菅原 寛志	15	佐藤 充	16	高橋 正樹

#### 5. 欠席委員 (3 名)

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	今井 彰	4	池田 俊明	6	石垣 敏勝		

#### 6. 事務局出席者 (3 名)

堀 修事務局長、今野信雄次長、佐藤 結主事

7. 関係機関・団体等その他出席した者 (0 名 なし)
8. 会議の概要

<p>事務局長</p>	<p>定刻になりましたので遊佐町農業委員会 3 月定例会を開催します。</p> <p>今総会は定例によりまして、農業委員会事務職員の任免について審議させていただきますが、その後町長部局の人事異動もありますので、議案の順序を変更させていただき、その結果をもって途中退席させていただきますので、よろしくお願いします。</p> <p>はじめに 10 番荒生あや子懲罰副委員長より本日の出欠状況の報告をお願いします。</p> <p>(10 番荒生あや子委員が挙手し、議長が指名する)</p>
<p>10 番荒生あや子委員</p>	<p>本日の出欠状況について報告いたします。</p> <p>欠席委員 3 名、出席委員 13 名で過半数の委員が出席しておりますので、農業委員会に関する法律、第 21 条第 3 項の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。それでは会長よりご挨拶をお願いします</p>
<p>会長</p>	<p>最近テレビを見ていますと、桜が開花したとの話が聞こえてきます。農業委員の中にも桜が咲いた方がおられるのでないでしょうか。菅原寛志委員が農協理事に当選しました。本当におめでとうございます。農協と遊佐町が円滑に進むようお力をお貸し頂きたいと思えます。もう一人、荒生あや子委員が県の指導農業士に認定されました。おめでとうございます。これからも女性の目線で加工から販売まで皆さんに指導のほど宜しくお願いします。そして事務局の今野次長が 3 月をもって定年を迎える事になりました。3 月総会が最後の総会という事で最後まで頑張ってくださいと思えます。</p> <p>本日は、3 月定例総会提出されました全議案に対し、慎重審議下さいますようお願いしまして、挨拶と致します。</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会議の議長は「遊佐町農業委員会 会議規則第 4 条の規程」により、会長が当たることになっておりますので、高橋会長より議長をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、議事に入る前に、会議規則第 13 条の規程による、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>恒例によりまして、議長の私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>では 7 番川俣義昭委員、8 番渡会健委員をお願いします。</p> <p>なお、書記は、事務局の佐藤主事を指名します。</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>それでは議事に入りますが、先程事務局長よりありました、議第 69 号農業委員会事務職員の任免について繰り上げて審議します。次長及び主事は一時退席してください。</p>

	<p>(事務局が一時退席)</p> <p>それでは事務局より説明願います。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局長	(報告事項、朗読説明)
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。</p> <p>発言のあるかたは挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第 69 号 農業委員会事務職員の任免について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 69 号 農業委員会事務職員の任免については原案のとおり決定いたします。</p> <p>なお堀事務局長については、農業委員会の決定結果を課長会議に報告願います。</p> <p>(事務局長、退席)</p> <p>(事務局次長・主事、着席)</p> <p>それでは、総会次第に基づき進行いたします。</p> <p>始めに、報告事項の番号 1 について、事務局より説明願います。</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明いたします。総会議案書の 2 頁をご覧ください。</p> <p>報告事項 1. 解約について</p> <p>番号 94 計 7 筆、20,079 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、12 月総会で農地中間管理機構へ貸付済です。</p> <p>番号 95 計 1 筆、3,131 m<sup>2</sup></p> <p>解約の事由は第三者への利用権設定のためで、12 月総会で第三者へ貸付済みです。</p> <p>報告事項 2. 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について</p> <p>合計 3 件、全て農地法第 3 条の許可不要の取得事由の届出の受理となっております。</p> <p>番号 73 計 6 筆、9,877 m<sup>2</sup></p> <p>番号 74 計 16 筆、43,801 m<sup>2</sup></p> <p>番号 75 計 2 筆、858 m<sup>2</sup></p> <p>以上 3 件、全て相続による所有権の取得です。</p>

報告事項 3. 賃借料の変更通知書の受理について

番号 56 と番号 58 は、借人は同一人です。

番号 56 計 6 筆、11,539 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は弥太郎東が 13,000 円で、これを 7,000 円に、潜窓が 24,000 円 17,000 円に変更します。

番号 57 計 2 筆、2,055 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は石堂が 21,000 円で、これを 17,000 円に、冷川外は 7,000 円を 5,000 円に変更します。

番号 58 から 61 まで、借人はすべて同一人です。

番号 58 計 3 筆、3,672 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は丸子が 21,000 円で、これを 17,000 円に、十里塚は 11,000 円を 8,000 円に変更します。

番号 59 計 3 筆、5,997 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 17,000 円に変更します。

番号 60 計 6 筆、8,751 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は森ノ下が 13,000 円で、これを 11,000 円に下当中は 21,000 円を 17,000 円に変更します。

番号 61 計 2 筆、1,279 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は丸子が 21,000 円で、これを 17,000 円に十里塚は 11,000 円を 8,000 円に変更します。

番号 62 から 64 まで、借人はすべて同一人です。

番号 62 計 2 筆、1,130 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 20,000 円に変更します。

番号 63 計 4 筆、9,341 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は 23,000 円でこれを 21,000 円に変更します。

番号 64 計 3 筆、13,914 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は 23,000 円で、これを 21,000 円に変更します。

番号 65 から 68 は全て農地利用円滑化団体である農協を通じた契約で、借人はすべて番号 56.57 の借人と同一人です。

番号 65-1、65-2

計 4 筆、1,816 m<sup>2</sup>

中蕨野を 7,000 円から 5,000 円に、藪ノ内を 21,000 円から 17,000 円に変更します。

番号 66-1、66-2 計 3 筆、11,089 m<sup>2</sup>

変更前の賃借料は 24,000 円で、これを 17,000 円に変更します。

番号 67-1、67-2 計 6 筆、13,691 m<sup>2</sup>

仲ノ坪とカクジ田を 24,000 円から 17,000 円に、カクジ田を 7,000 円から 5,000 円に変更します。

	<p>番号 68-1、68-2 計 4 筆、7,965 m<sup>2</sup>  変更前の賃借料は 21,000 円で、これを 17,000 円に変更します。  以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行ないます。何か質問・意見等ございませんか。  (質問、意見なし)  無いようですので以上で報告事項を終了し、引き続き議事に移ります。  議第 56 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知受理について、事務局の説明を求めます。  (事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。  (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。  農地法第 18 条第 1 項第 2 号、農地の引き渡し期限前、6 箇月以内に成立した合意解約が書面で明らかたため、通知の受理のみで足りる内容になっております。  個別にご説明いたします。  番号 240 計 3 筆、4,266 m<sup>2</sup>  解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2 月総会、議第 55 号で既に契約済みです。  番号 241 計 1 筆、2,869 m<sup>2</sup>  解約の事由は売買のためで、1 月総会、議第 48 号で 5 条所有権移転許可申請済みです。  番号 242 計 4 筆、4,425 m<sup>2</sup>  解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2 月総会、議第 55 号で既に契約済みです。  番号 243 計 5 筆、7,818 m<sup>2</sup>  解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2 月総会、議第 55 号で既に契約済みです。  番号 244 計 4 筆、9,453 m<sup>2</sup>  解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2 月総会、議第 55 号で既に契約済みです。  番号 245 計 1 筆、2,046 m<sup>2</sup>  解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2 月総会、議第 55 号で既に契約済みです。  番号 246 計 5 筆、5,884 m<sup>2</sup>  解約の事由は耕作不便のためで、解約後は土地所有者へ返還されます。  番号 247 計 5 筆、5,175 m<sup>2</sup>  解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2 月総会、議第</p>

	<p>55号で既に契約済みです。</p> <p>番号248 計2筆、5,086㎡</p> <p>解約の事由は所有権移転のためで、解約後は、議第65号番号20で現在の借人に売買します。</p> <p>番号249 計1筆、1,219㎡</p> <p>解約の事由は第三者へ利用権を設定するためで、解約後は議第59号番号2で第三者と契約の予定です。</p> <p>番号250は農地利用円滑化団体である農協を通じた契約の解約です。</p> <p>計1筆、2,224㎡</p> <p>解約の事由は農地中間管理機構への利用権設定のためで、2月総会、議第55号で既に契約済みです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいまの事務局からの議案説明について質疑を行います。何か質問・意見等ございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>無いようですので、お諮りします。</p> <p>議第56号 農地法第18条第6項の規定による通知受理について原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案のとおり受理する事に決定いたします。次に議題57号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。審査基準書は3頁をご覧ください。</p> <p>農地法第3条による所有権の移転許可申請で、第3条第2項の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号19 計1筆、667㎡</p> <p>10aあたり599,700円、総額400,000円で売買による所有権の移転です。現在も譲受人が相対で作付している畑を、譲渡人の財産整理と譲受人の規模拡大をかねて所有権移転するものです。</p> <p>西遊佐地区担当の伊原委員に現地調査をお願いしておりますので、補足説明等ありましたらお願い致します。</p> <p>番号20 計1筆、183㎡</p> <p>10aあたり1,092,896円、総額は200,000円で売買による所有権の移転です。</p>

	<p>譲受人の規模拡大のために自宅に隣接した譲渡人の畑を購入するものです。</p> <p>尚、現地調査を、吹浦地区担当の鈴木委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたら後程よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>それでは、3番伊原委員より報告願います。</p> <p>(3番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番伊原ひとみ委員	<p>16日に現地を見に行っていました。今までも耕作していたという事きれいに管理されていまして、これから作付けする苗なども準備しているとの事でしたので問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは12番鈴木委員より報告願います。</p> <p>(12番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12番鈴木寿一委員	<p>現地調査を行ってきまして、一部葎が生えていましたが、少し手をかければ耕作可能だと思いますので何ら問題無いと思います。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありましたが、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第57号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議題58号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2号の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>審査基準書は5頁をご覧ください。</p> <p>番号22のみ、新規設定が1件です。</p> <p>番号22 計2筆、3,081㎡</p> <p>貸人が経営移譲年金を受給するための使用貸借権の設定です。</p> <p>尚、日向台の現地調査を、西遊佐地区担当の伊原委員にお願いしておりますので、補足説明等ありましたらよろしくお願いたします。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>それでは、3番伊原委員より報告願います。</p> <p>(3番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3番伊原ひとみ委員	<p>同じく16日に現地調査を行ってきました。審査基準書の5頁の下段の申請地は場所がわかりづらく迷いました。耕作していた形跡もありましたし、荒れてもいませんでしたので今後も引き続き耕作すると思われまますので問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見等はございますか。</p> <p>(5番齋藤誠喜委員が挙手し、議長が指名する)</p>
5番齋藤誠喜委員	<p>審査基準書6頁の申請地は面積がかなり少ないのですが、申請する必要があるのですか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。経営移譲年金を受給するためには、農地を後継者もしくは第三者に所有権を移すか、貸付けする必要があります。今回、後継者に経営を移譲しますので面積は小さいですが経営移譲年金を受給するには申請する必要があります。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。</p> <p>議第58号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第58号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議第59号 農地法第3条の規定による貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>農地法第3条による使用貸借権設定許可申請で、第3条第2号の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号2 計1筆、1,219㎡</p> <p>期間は5年、単価は2,000円で新規に設定します。</p> <p>尚、現地調査を、吹浦地区担当の鈴木委員にお願いしておりますので、補足説明などありましたらよろしく願います。</p>



議長	<p>それでは 12 番鈴木委員より報告願います。</p> <p>(12 番鈴木寿一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
12 番鈴木寿一委員	<p>報告致します。議第 51 号番号 20 の申請地のすぐ脇の場所でした。先ほども報告致しましたが、葦が少し生えておりましたが手をかければ耕作できる状況でした。そして譲受人の自宅に隣接していますので何ら問題無いと思います。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありました、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>譲受人の経営面積が要件を満たしていないと思うのですが、大丈夫でしょうか。</p>
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明致します。議第 57 号番号 20 と番号 2 を同時取得という事で面積要件を満たしていると考えています。</p>
議長	<p>他に何かありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議第 59 号 農地法第 3 条の規定による賃貸借権設定許可申請について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議題 60 号 農地法第 3 条の規定による使用収益権設定許可申請について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局より補足説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>補足説明申し上げます。</p> <p>農地法第 3 条による使用貸借権設定許可申請で、第 3 条第 2 号の各号に掲げる効率利用、下限面積、調和要件等の不許可要件には該当しないと考えます。個別にご説明いたします。</p> <p>番号 1 から 6 までは風力発電の送電線用地としての地役権設定で、地役権者は株式会社ゆぎウインドファームです。地役権については、庄泉字藤ノ木の変電施設の要役地として設定され、農業委員会の許可をもって登記簿に地役権設定が記載される予定です。</p> <p>番号 1、計 1 筆、31 m<sup>2</sup>のうち 30 m<sup>2</sup></p> <p>期間は 21 年 3 ヶ月、総額 9,000 円で送電線設置のための上空占用です。</p>

	<p>番号 2 計 1 筆、276 m<sup>2</sup>のうち 44 m<sup>2</sup>  期間は 21 年 3 ヶ月、総額 10,000 円で送電線設置のための上空占用です。  番号 1 と 2 については稲川地区担当の今井委員より現地調査を行っていた  だき、問題ないとのことで連絡をいただきました。</p> <p>番号 3 計 2 筆、5,832 m<sup>2</sup>のうち 495 m<sup>2</sup>  期間は 21 年 3 ヶ月、総額 12,000 円で埋設送電線の設置です。</p> <p>番号 4 計 1 筆、2,516 m<sup>2</sup>のうち 300 m<sup>2</sup>  期間は 21 年 3 ヶ月、総額 15,000 円で埋設送電線の設置です。</p> <p>番号 5 計 1 筆、2,362 m<sup>2</sup>のうち 91 m<sup>2</sup>  期間は 21 年 3 ヶ月、総額 8,000 円で埋設送電線の設置です。</p> <p>番号 6 計 1 筆、2,197 m<sup>2</sup>のうち 337 m<sup>2</sup>  期間は 21 年 3 ヶ月、総額 17,000 円で埋設送電線の設置です。  尚、現地調査を、西遊佐地区担当の伊原委員にお願いしておりますので、  補足説明などありましたらよろしくお願いたします。</p> <p>番号 7 は営農型太陽光発電施設用地としてしようするための区分地上権  の設定です。  計 2 筆、2,824 m<sup>2</sup>  期間は 20 年、無償の契約です。  以上です。</p>
議長	<p>それでは 1 番今井彰委員 7 より現地調査の報告をお願いします。  (1 番今井彰委員が挙手し、議長が指名する)</p>
1 番今井彰委員	<p>営農には問題無いとのことでしたので、許可相当と見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、3 番伊原委員より現地調査の報告をお願いします。  (3 番伊原ひとみ委員が挙手し、議長が指名する)</p>
3 番伊原ひとみ委員	<p>現地調査の際に、番号 5 の譲渡人とお話することが出来ました。今年の秋  に一度だけ作付けできないとの事でしたがそれも承諾していましたので、  問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは、7 番川俣委員より現地調査の報告をお願いします。  (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>議第 63 号の現地調査の報告の時に詳しく説明しますが、問題無いと見て  来ました。</p>
議長	<p>それではただいまの事務局からの説明、現地調査の報告がありました、  発言のある方は挙手願います。  (質問、意見なし)</p> <p>全員賛成ですので、議第 60 号 農地法第 3 条の規定による使用収益権設  定許可申請について、原案の通り許可することに決定いたします。  次に、議第 61 号 非農地証明願について事務局の説明を求めます。  (事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>

議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。議案書の 22 頁をご覧ください。 番号 10 計 1 筆、35 m <sup>2</sup> 昭和 45 年頃に倉庫を建築し、以来 40 年以上経過しております。固定資産税も宅地で課税されています。農地への復元は困難であることから、現況非農地として証明してよろしいかご審議をお願いします。申請地は都市計画区域外、農業振興地域の農用地外、土地改良事業の受益地外となっております。審査基準書の 13 頁に位置図と字限図、補足説明資料 1 頁に現況写真を掲載しております。 先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長の 2 名で現地調査をおこなっておりますので、補足説明がありましたらお願いします。
議長	それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。 (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7 番川俣義昭委員	19 日に現地調査を行ってきました。申請地は宅地に囲まれており、今回 1 筆だけ非農地として出ていますが、申請地周辺の地目が農地になっている箇所も今後適正化を図っていかねばならないのではと見て来ました。
議長	それでは、2 番佐藤重一副部会長より報告願います。 (2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2 番佐藤重一委員	農地への復元は困難だと見て来ました。川俣委員とも現地調査の際、話をしましたが申請地周辺の適正化は図っていった方がいいのではないかと思います。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。 (質問・意見なし) 議題 61 号非農地証明願いについて、原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 61 号について原案の通り許可する事に決定いたします。 次に、議第 62 号農地法第 5 条の規定による所有権移転について事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。議案書は 24 頁をご覧ください。 番号 6 計 1 筆、6,779 m <sup>2</sup> 申請地は上藤崎二区集落に位置し、酒田都市計画(西遊佐地区)区域内の

	<p>市街化調整区域内にある小集団の農地のため、第2種農地と判断されます。</p> <p>転用目的は太陽光発電施設用地で、東北産業局の認定通知と東北電力株式会社の許可書も申請中で3月末には許可が交付される予定です。資金も確保されており、転用は確実で計画規模も妥当と判断されます。</p> <p>周辺に申請地以外に目的を達成する土地が見当たらないこと、土地改良施設もなく、周辺農地への影響もないことから、許可相当と判断します。</p> <p>尚、申請地の集落には説明会を開催し同意を得ています。</p> <p>詳しくは、審査基準書の14頁に位置図と字限図、15頁に立地基準、16頁に一般基準、補足説明資料の2頁に意見書(案)3頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、本間克修委員の3名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは7番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7番川俣義昭委員	<p>報告致します。現在、畑として使用していないようで、周辺の方の理解も得られているとの事なので問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。 (2番佐藤重一が挙手し、議長が指名する)</p>
2番佐藤重一委員	<p>川俣委員と同じで畑として利用されていませんし、集落説明会も開いて了承も得ているとの事でしたので問題無いと思います。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>それではここで質疑を終了し採決いたします。</p> <p>議題62号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請について、原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第62号について原案の通り許可する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第63号農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	<p>(議案書、朗読説明)</p>
議長	<p>事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)</p>

事務局	<p>それでは説明いたします。総会議案書の 24 頁をご覧ください。 番号 6 計 2 筆、2,824 m<sup>2</sup>の内 0.14245 m<sup>2</sup> 尚、申請面積は太陽光パネルを設置する支柱の面積となります。申請地は、10ha 以上の集団農地の中にある、農用地区域内の農地で営農型太陽光施設用地として、一時転用許可を申請したものです。期間は 3 年間で、支柱が簡易な構造で容易に撤去の出来る構造で、撤去する費用も確保されております。太陽光パネルの下ではユリを栽培する予定であり、営農の適切な継続が確保されております。土地改良受益地外で関係施設はなく、他に代替する土地もなく、周辺農地へ与える影響もないことから、許可相当と判断しました。詳しくは、審査基準書の 17 頁に位置図、字限図、18 頁に立地基準、19 頁に一般基準を掲載しております。</p> <p>また、補足説明資料の 19 頁に意見書 (案)、20 頁に土地利用計画図、21 頁から 22 頁に關係図面、23 頁に発電設備の概要、24 頁から 26 頁に営農計画、27 頁から 28 頁に経済産業省の認定通知書、29 頁に現地調査写真を掲載しております。</p> <p>先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、本間克修委員の 3 名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願い致します。</p>
議長	<p>それでは 7 番川俣土地専門部会長より現地調査の報告を願います。 (7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>
7 番川俣義昭委員	<p>19 日に現地調査を行ってきました。現在は整地にされている状態でした。太陽光パネルは幅が狭い物を取り付けるようですが、充分光を取り込めるとの事でした。太陽光パネルの下でユリを栽培する予定で、50%の光があれば生育するようです。遮光率も 30%程度との説明を受けました。高さも機械や人が入れる高さで設置するとの事でしたので問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>それでは、2 番佐藤重一副部会長より報告願います。 (2 番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)</p>
2 番佐藤重一委員	<p>営農型太陽光発電施設用地という事で農業を行いながら電力を発電することが出来るようです。太陽光パネルの下でユリを栽培するようですし問題無いと思います。</p>
議長	<p>それでは、13 番本間克修委員より報告願います。 (13 番本間克修委員が挙手し、議長が指名する)</p>
13 番本間克修委員	<p>私も同じで問題無いと見て来ました。</p>
議長	<p>ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>私からいいですか。諮問会議に行きますと営農型太陽光パネルの設置の案件が出てくるようになりました。そこでよく風で飛ばされるのではないかという意見がでます。申請地の状況からみて風の影響などわかる範囲でいいので教えていただけませんか。</p> <p>(7 番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)</p>

7 番川侯義昭委員	申請地は西山を切り拓いた場所で風の影響はほとんど無いと思います。
議長	他に何かありませんか。 (15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)
15 番佐藤充委員	支柱は簡易な構造という説明がありましたが、基礎をコンクリートなどでしっかりしたものにして風などで飛ばされないようにする事は出来ないのですか。
議長	説明願います。 (7 番川侯義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7 番川侯義昭委員	農林水産省が示した指針の概要に支柱は簡易な構造で安易に撤去できるものと定められています。コンクリートで基礎を作る事は認められていないようです。
議長	他に何かありませんか。 (質問・意見なし) それではここで質疑を終了し採決いたします。 議第 63 号農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について、原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。 (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 62 号について原案の通り許可する事に決定いたします。 次に、議第 64 号農地法第 5 条の規定による事業計画変更申請について事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは説明いたします。総会議案書の 30 頁をご覧ください。 申請地については、平成 27 年 3 月の総会に諮り、工事期間を平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日の 1 年間、期間延長した案件です。 しかし、いまだに、国土交通省との移転補償が決定していないため、事務所及びストックヤードの規模を確定する事が出来ない状況です。 そのため、再度、工事期間を平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものです。 現在の状況は、補足説明資料 39 頁、現地調査写真の通り、進入路、造成工事については完成しております。 詳しくは、審査基準書 22 頁の上段に位置図、下段に字限図、20 頁に立地基準、21 頁に一般基準を掲載しております。 また、補足説明資料の 30 頁に意見書(案)、31 頁から 35 頁まで計画図面、36 頁に工程表、37 頁に工期延長の経緯書、39 頁に現地調査の写真を掲載しております。

	先日、川俣義昭土地専門部会長、佐藤重一副部会長、池田俊明委員の3名で現地調査を行っておりますので、補足説明がありましたらお願いします。
議長	それでは、7番川俣義昭部会長より報告願います。 (7番川俣義昭委員が挙手し、議長が指名する)
7番川俣義昭委員	国交省との話し合いが長引いているので変更申請は致し方ないと思いません。
議長	それでは、2番佐藤重一副部会長より報告願います。 (2番佐藤重一委員が挙手し、議長が指名する)
2番佐藤重一委員	私も期間を延長することは仕方ないと思いません。現地もきれいに管理されていまして問題無いと思いません。
議長	それでは、4番池田俊明委員より報告願います。 (4番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)
4番池田俊明委員	申請地は整地になっている状態で、話し合いが長引いていようなので期間延長は仕方ないと思いません。
議長	ただいまの議案の事務局説明、現地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。  (質問・意見なし) それではここで質疑を終了し採決いたします。 議題64号 農地法第5条の規定による事業計画変更申請について、原案の通り可決する事に賛成の方は挙手願います。  (出席委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第64号について原案の通り許可する事に決定いたします。 次に、議第65号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	それでは、補足説明致します。審査基準書30頁をご覧ください。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遊佐町長から農用地利用集積計画の決定を求められております。 内訳は、(1)所有権移転が6件、(2)利用権の設定が26件となっております。計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 (1)所有権移転 番号15 計1筆、1,975㎡ 10aあたりの単価は658,227円で、総額は1,300,000円です。こちらは譲渡人の規模拡大のため、売買で取得するものです。

番号 16 計 1 筆、5,808 m<sup>2</sup>

10a あたりの単価は 600,000 円で、総額 3,484,800 円です。譲受人の規模拡大のため、売買での取得です。

番号 17 計 4 筆、12,739 m<sup>2</sup>

10a あたり 588,743 円で、総額 7,500,000 円です。譲渡人の農地の処分のため、売買で所有権移転をするものです。

番号 18 計 2 筆、6,267 m<sup>2</sup>

10a あたり 718,046 円で、総額 4,500,000 円です。譲受人の規模拡大のため、売買での取得です。

番号 19 計 5 筆、9,007 m<sup>2</sup>

宅内は 10a あたり 500,000 円で、長坂は 0 円総額 1,807,500 円の売買です。譲渡人の希望による売買です。

番号 20 計 2 筆、5,086 m<sup>2</sup>

10a あたりの単価は 275,000 円で、総額 1,398,650 円です。

(2) 利用権設定

番号 742 計 8 筆、12,021 m<sup>2</sup>

期間は 5 年 9 ヶ月、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 743 計 12 筆、22,790 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 744 計 13 筆、25,262 m<sup>2</sup>

期間は 10 年、単価は 10 a あたり 21,000 円で、同一人と再設定です。

番号 745 計 16 筆、24,009 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。

番号 746 計 1 筆、2,937 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 10,000 円で新規に設定です。

番号 747 計 4 筆、5,958 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、物納米 357 kg で新規に設定です。

番号 748 計 1 筆、2,088 m<sup>2</sup>

期間は 3 年、単価は 10 a あたり 18,000 円で同一人と再設定です。

番号 749 計 1 筆、1,858 m<sup>2</sup>

期間は 3 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。

番号 750 計 5 筆、10,637 m<sup>2</sup>

期間は 1 年 9 ヶ月、単価は 10 a あたり 20,900 円で同一人と再設定です。

番号 751 計 2 筆、3,136 m<sup>2</sup>

期間は 1 年 8 ヶ月、単価は物納米 270 kg で新規に設定です。

番号 752 計 1 筆、1,612 m<sup>2</sup>

期間は 1 年 8 ヶ月、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。

番号 753 計 6 筆、3,976 m<sup>2</sup>

期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。



	<p>番号 754 計 3 筆、2,992 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 755 計 2 筆、959 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、物納米 120 kg で同一人と再設定です。</p> <p>番号 756 計 4 筆、11,801 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 757 計 2 筆、4,418 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、米 300 kg 物納で同一人と再設定です。</p> <p>番号 758 計 8 筆、6,178 m<sup>2</sup>  期間は 10 年、単価は 10 a あたり 15,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 759 計 4 筆、7,594 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 760 計 1 筆、1018 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 18,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 761 計 3 筆、8,065 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 18,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 762 計 13 筆、22,329 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 20,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 763 計 1 筆、1,076 m<sup>2</sup>  期間は 8 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 764 計 1 筆、2,347 m<sup>2</sup>  期間は 8 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 765 から 767 は農地円滑化団体である農協を通じた契約です。</p> <p>番号 765-1.2 計 2 筆、4,124 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 18,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>番号 766-1.2 計 4 筆、11,216 m<sup>2</sup>  期間は 3 年、単価は 10 a あたり 17,000 円で新規に設定です。</p> <p>番号 767-1.2 計 20 筆、16,146 m<sup>2</sup>  期間は 5 年、単価は 10 a あたり 19,000 円で同一人と再設定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>この案件につきましては、農地利用調整委員会が開催されておりますので、15 番佐藤充委員長より報告をお願いします。</p> <p>(15 番佐藤充委員が挙手し、議長が指名する)</p>
15 番佐藤充委員	<p>3 月 17 日に、この会議室で 5 名の委員が出席して、農地利用調整委員会を開催しましたが、全ての案件について、特に問題なしとして審議し、本総会に提出しております。</p>
議長	<p>それでは、質疑に入りますが、只今の事務局の説明に対し何か質問・意見等はございますか。</p>

	(14 番菅原寛志委員が挙手し、議長が指名する)
14 番菅原寛志委員	所有権移転の番号 19 ですが、売買単価が 0 円となっておりますが、何か理由があるのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。本来平場のみ売買予定でしたが、譲渡人が労力不足のため耕作することが出来ないことから、耕作者が不在になってしまうため譲受人が合わせて売買で求めることになりました。場所も耕作不便なことから 0 円という事で双方の話し合いで合意しております。
議長	他に何かありませんか。 (8 番渡会健委員が挙手し、議長が指名する)
8 番渡会健委員	所有権移転の単価についてお聞きします。単価にだいぶばらつきがあるように思えるのですが、金額はどのようにして決めているのですか。
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明致します。金額については双方で事務局に来られる段階で決めて来るケースが多いです。事務局としては参考売買価格マップを提示して金額の参考にして頂いています。個別に説明致しますと番号 18 に関しては、譲受人が前年度、基盤強化法で農地を求めており、800 万控除の枠があったために総額で 450 万円となりました。番号 20 は、これから基盤整備に係る農地のため、参考価格より安くなっております。
議長	他に何かありませんか。 (質問・意見なし) よろしいですか。それでは質疑を打ち切り採決いたします。 議第 65 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (委員全員挙手) 全員賛成ですので、議第 65 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、原案の通り許可することに決定いたします。 次に、議第 66 号 平成 27 年度遊佐町実勢賃借料情報の認定について、事務局の説明を求めます。 (事務局次長が挙手し、議長が指名する)
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	事務局、説明願います。 (事務局が挙手し、議長が指名する)
事務局	ご説明いたします。次の頁をご覧ください。 平成 27 年度遊佐町実勢賃借料情報 (案) 平成 27 年度 1 月から 12 月までの間に締結 (公告) された賃貸借における賃借料水準 (10 a あたり) は、以

	<p>下の通りとなっております。</p> <p>農地区分毎の水稲及び普通畑と、砂丘畑の賃借料の平均額、最高額、最低額、最も多く締結された単価、契約筆数、平均の価格の算出から除外した筆数については表の通りとなっております。また、物納は金額に換算し集計しております。</p> <p>集計結果を認定していただきますと、農業委員会広報に掲載し、町の広報に折込する予定です。</p> <p>尚、平成 27 年度の共済組合の等級別の引き受け数量、農地区分等、「総会別紙資料の議第 67 号資料」に記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、只今の事務局の議案説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 66 号について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 66 号 遊佐町実勢賃借料情報の認定について、原案の通り認定する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 67 号 遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p>(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p>(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>ご説明いたします。次の頁をご覧ください。</p> <p>平成 28 年度遊佐町農作業基準賃金(案)の通り提案いたしますのでご審議願います。決定しますと、町の 4 月広報お知らせ号に折込する予定です。昨年度からの変更点なしとの内容で、農政専門部会で協議しております。</p> <p>次に、総会別紙資料の議第 67 号資料をお開きください。各農作業毎の詳細な試算結果を載せておりますのでご覧ください。</p> <p>尚、池田農政部会長から、補足説明をお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、4 番池田俊明農政部会長より、補足説明をお願い致します。</p> <p>(4 番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番池田俊明委員	事務局の説明のとおり、今回は、据え置きと引き上げとしました。
議長	<p>それでは、只今の事務局からの議案説明と池田農政部会長からの補足説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

	<p>無いようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 48 号について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 67 号遊佐町農作業基準賃金の設定について原案の通り認定する事に決定いたします。</p> <p>次に、議第 68 号遊佐町農作業基準賃金の設定について、事務局の説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(事務局次長が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局次長	(議案書、朗読説明)
議長	<p>事務局、説明願います。</p> <p style="text-align: center;">(事務局が挙手し、議長が指名する)</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。</p> <p>平成 21 年の農地法改正後、借り手と貸し手双方が話し合いで決定出来ない場合の参考資料として、参考賃借料といった形で金額を提示してきました。また、平成 23 年度から参考賃借料を改訂し見直しを図ってきたところです。</p> <p>平成 25 年から 2 回程見直しを行ってきましたので、平成 28 年度については、据え置きを考えております。つきましては、みなさんのご意見をいただければと思います。</p> <p>また、池田俊明農政専門部会長より補足説明がありましたら、よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>それでは、4 番池田俊明農政専門部会長より補足説明をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(4 番池田俊明委員が挙手し、議長が指名する)</p>
4 番池田俊明委員	<p>事務局の説明のとおり、参考賃借料について平成 28 年度については据え置きとしました。</p>
議長	<p>それでは、只今の事務局からの議案説明と池田農政部会長からの補足説明について、質問・意見等発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p> <p>ないようですので、質疑を終了し、採決いたします。</p> <p>議第 68 号について、原案のとおり認定する事に、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(出席委員全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議第 68 号遊佐町参考賃借料について、原案の通り許可することに決定いたします。</p> <p>予定されておりました議事は以上ですが、他に何かございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員、事務局共になし)</p> <p>無いようですので、これで 3 月の定例総会を閉会します。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>